

第 53 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事要旨

日時:令和5年5月1日(月) 午後4時15分 ~ 午後5時15分
場所:庁議室

1 開 会

2 議 題

(1)市内の感染状況と感染症法上の位置づけ変更に伴う変更点について

【会議の目的】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更(2類相当⇒5類)に伴う変更点等を共有する。

①市内の感染状況と感染症法上の位置づけ変更に伴う変更点について

◎保健医療課長

- ・令和5年4月末時点の陽性者数累計は84,067人。
- ・直近では令和5年1月に第8波となったが、令和5年2月は1,385人、3月は535人と減少。
- ・令和5年4月は711人と微増だが、感染の再拡大の兆しは見られない。
- ・5月8日以降の主な変更点は以下のとおり。

	現在(2類相当)	令和5年5月8日～
1.分類	新型インフルエンザ等感染症	5類感染症
2.該当疾病	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等	インフルエンザ・梅毒等
3.入院勧告・措置	○	×
4.就業制限	○	×
5.外出自粛の要請	○	× ※1隔離のための宿泊療養も× ※2高齢者や妊婦の療養のための宿泊療養施設は、自己負担を前提に自治体判断で9月末まで継続
6.患者情報の把握	全数把握 ※R4.9.26から簡略化(4類型のみ)	定点把握 ※COVID-19指定届出機関のみ
7.医療費	○ ※医療費の自己負担分を公費支援	△ ※高額な治療薬の費用、入院医療費の一部を公費支援
8.ワクチン接種費用	○ ※公費負担	○ ※R5年度は特例臨時接種の延長により公費負担を継続
9.検査費用	○ ※公費支援	△ ※重症化リスクの高い者が多い医療機関、高齢者施設等での集中的検査は行政検査を継続

- ・法律に基づく外出の自粛はなくなり、濃厚接触者もなくなるため、今後は季節性インフルエンザと同等の取扱いとなる。
- ・外出自粛ではなく、発症後5日間で他人に感染させるリスクが高いことから、「発症日を0日として5日間は外出を控えること」かつ、「5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまでは外出を控え様子を見ること」が推奨される。
- ・また、周囲への配慮として、10日間が経過するまではウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触は控える等の対応が必要となる。

②職員(会計年度任用職員を含む)の勤務などの取扱い等について

◎総務部長

・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、職員やその家族が感染した場合は主に以下のとおり対応。

【職員本人が感染した場合】

- ・発症日を0日目として5日目まで(5日目に症状が続いていた場合は症状軽快後24時間経過するまで)の間は出勤を自粛する。
- ・症状が治まっている場合は在宅勤務を可能とする。
- ・発症後10日目までは、マスク着用や高齢者等との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮する。

【家族が感染した場合】

家族や同居人の発症日を0日目として5日目までの間は、職員自身の体調に注意し、手洗い、換気、マスク着用等に配慮しつつ、出勤を可能とする(在宅勤務可)。

・職場における感染対策として、手洗い、換気を励行する。また、感染流行期においては、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保を励行する。

③市民医療センターの外来事業等の運用について

◎市民医療センター事務部長

- ・予約制による発熱外来の対応は継続とし、主な変更点は以下のとおり。

	変更前	変更後
【発熱外来(小児科)】	発熱者は、病院の建物外で抗原検査を実施し、陰性の場合、病院内で診察を行う。	全て病院内で検査、診察を行う。
【入院】	・新型コロナウイルス陽性者の受入れは行わず。 ・後方支援病院として、引き続き入院が必要な、退院基準を満たした患者を受入れ	軽症者の受け入れを行い、フェーズに応じて病床を拡大 ・フェーズA(感染小康期)2床 ・フェーズB(感染拡大期)5床
【入院調整】	全て埼玉県が行う	軽症者・中等症 I については、医療機関間で行う

④その他

◎福祉部長

- ・老人福祉センター・憩の家は3密の回避及びマスク着用の推奨を継続する。
- ・施設内の飲食及び飲食を伴うサークル活動等は全て可とする。また、カラオケの際に設置している大きなパーテーションも撤去する。

◎こども未来部長

- ・こども支援センター(ルピナス)、児童館、児童クラブ、保育園等でのマスク着用は個人の判断とする。
- ・松原学園やかしの木学園等、障害児通所支援事業所については、国の通知に基づき、マスク着用の推奨を継続する。

◎教育総務部長

- ・公民館、体育施設のガイドラインを廃止する。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

◎新型コロナウイルス対策室長

1. ワクチン接種の状況について（令和5年3月末時点）

- ・オミクロン株対応ワクチンの接種率は、65歳以上が77%と高く、12歳～64歳では39.6%と低い。
- ・全体では約50%の接種率となり、川越市や狭山市等の近隣市と大きな差はない。

2. 令和5年度のワクチン接種について

- ・年2回の接種を実施（春開始接種⇒5月8日開始、秋開始接種⇒9月以降開始）
- ・65歳未満で、重症化リスクの低い方は、秋開始接種で年1回の接種
- ・乳幼児は、1～3回目までの接種を継続して実施
- ・接種券の発送は、5月2日（火）と5月15日（月）にそれぞれ約80,000通を発送予定

(3) その他

◎保健医療課長

・これまで、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議は、国や県の動向や対応を踏まえた市の方針決定や情報共有を行うことを目的として開催してきた。

・新型コロナウイルス感染症が5類に移行することで、国や県の対策本部会議もなくなるため、市の対策本部会議も今回を最後とする。

・今後、新たな感染症の流行があった場合、必要に応じて市の政策会議等で情報共有を行い、対応を検討していく。

3 閉会